香美町農業委員会総会（第6回）議事録

1　開催日時　　令和8年8月25日（金）　9:30～10:20
2　開催場所　　香美町役場　3階　庁議室
3　出席農業委員（13人）

会長	1番 吉川　正人
会長職務代理者	2番 文堂　福一
委員	3番 米田　和弘
	4番 岡田　久志
	5番 川本　博文
	6番 田中　憲二
	7番 井上　竹雄
	9番 北村　宏明
	10番 中村　実夫
	11番 伊井　仁
	12番 小西　敏
	13番 西崎　武志
	14番 小谷　直美

4　欠席農業委員（1人）

8番 岡田　久仁子

5　出席農地利用最適化推進委員（8人）

1番 吉田　栄雄
2番 井垣　義和
3番 青山　政行
4番 福田　好美
5番 西村　幸代
6番 中村　健
7番 田野　豊博
9番 毛戸　誠

6　欠席農地利用最適化推進委員（2人）

8番 東垣　泰彦
10番 本上　純也

7　議事日程

第1	会期の決定　8月25日　1日間	
第2	議事録署名委員の指名	
第3	報　　告	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第4	議案第11号	非農地証明願承認について
第5	議案第12号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
第6	議案第13号	農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について

8　農業委員会事務局職員

事務局長	榎　秀俊
事務局次長	北村　雅彦
書　　記	小林　弘嗣
	今井　和希

9　会議の概要

議　長	日程第1　会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。
	（異議なし）
議　長	異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
議　長	日程第2　議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は10番「中村実夫委員」と11番「伊井仁委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（異議なし）
議　長	異議なしの声がありますので、10番「中村実夫委員」と11番「伊井仁委員」よろしくお願いします。

議　長	日程第3　報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議　長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 （質問・意見等なし）
議　長	ないようですので、届出を受理することとします。

議　長	日程第4　議案11号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから16ページです。
議　長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第11号　番号1番の非農地証明願について、8月18日に現地調査委員であります「岡田久仁子委員」と「北村宏明委員」及び担当委員であります「米田和弘委員」が現地調査をしていますので、「米田和弘委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
3番	現地調査の報告をいたします。申請地は旧小学校から300mほどいった川沿いになります。現況写真にありますように、20以上耕作をしていない雑種地となっています。1筆は30年以上前から建物が建ち宅地となっています。非農地証明の申請が出ています。皆さま審議をお願いします。
議　長	「米田和弘委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 （質問・意見等なし）
議　長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 （挙手全員）
議　長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号　番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

議　長	次に議案第11号　番号2番の非農地証明願について、8月18日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「岡田久志委員」及び担当委員であります「中村実夫委員」が現地調査をしていますので、「中村実夫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	現地調査の報告をいたします。申請地は農協の旧支店の向かいにあった店舗の敷地とその裏の倉庫付近の敷地となります。店舗部分につきましては半分が今回の申請地となっています。皆さま審議をお願いします。
議　長	「中村実夫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
13番	現況写真の囲い方が上下で違いうような気がします。同じところではないのでしょうか。
事務局	同じところです。角度の違いでそう見えるのかもしれません。

議　長	他に質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	（挙手全員）
議　長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号　番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議　長	次に議案第11号　番号3番の非農地証明願について、8月18日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「岡田久志委員」及び担当委員であります「中村実夫委員」が現地調査をしていますので、「中村実夫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	現地調査の報告をいたします。申請地は区の集会所前の道を挟んだ向かい側を少し入った所になります。現況の写真にありますように建物が建っているところです。現況写真では少し大きく囲んでいますが、実際はもう少し内側になります。申請地の隣の家に新たな住人が住むということで、整理をするための申請となっています。皆さま審議をお願いします。
議　長	「中村実夫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	（質問・意見等なし）
議　長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	（挙手全員）
議　長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号　番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議　長	日程第4　議案第12号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①17ページから26ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧下さい。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。
議　長	事務局の朗読が終わりました。議案第12号　番号1番の申請を議題とします。この案件につきましては、「農業委員会に関する法律」の第31条の規定により「川本博文委員」の退席を求めます。
	（川本博文委員退席）
議　長	それでは、議案第12号　番号1番の申請につきまして8月18日に現地調査委員であります「岡田久仁子委員」と「北村宏明委員」が現地調査を行っていますので、「北村宏明委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
9番	現地調査の報告をいたします。申請地は高規格道路のインターを降りてトンネル下の高架を200mほど進んだところです。申請地はきれいに管理をされて譲受人が耕作されています。皆様ご審議をお願いします。
議　長	「北村宏明委員委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
13番	売買ではなく贈与ですか。
事務局	その通りです。

議　長	他に質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	（挙手全員）
議　長	異議なしと認めます。それでは、議案第12号　番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議　長	案件が終わりましたので「川本博文委員」の出席を求めます。
	（川本博文委員出席）
議　長	次に議案第12号　番号2番の申請について、8月18日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「岡田久志委員」及び担当委員であります「小西敏委員」が現地調査をしていますので、「小西敏委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	現地調査の報告をいたします。申請地は1つは県道沿いの果樹が植えてある所と集落の中の細い道を山側に上がった所の2カ所になります。県道沿いの申請地は場所が道沿いになりますので訂正をお願いします。譲渡人が高齢のため譲受人にお願いをしたところ快諾いただいたものです。皆様ご審議をお願いします。
議　長	「小西敏委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	（質問・意見等なし）
議　長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	（挙手全員）
議　長	異議なしと認めます。それでは、議案第12号　番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議　長	日程第6　議案第13号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の27ページから37ページです。
議　長	事務局の朗読が終わりました。議案第13号　番号1番の申請を議題とします。この案件につきましては、「農業委員会に関する法律」の第31条の規定により「小西敏委員」の退席を求めます。
	（小西敏委員退席）
議　長	それでは、議案第13号　番号1番の申請につきまして8月18日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「岡田久志委員」が現地調査を行っていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
2番	現地調査の報告をします。申請地は集落から約200mほどの川沿いになります。現在は2名の方が耕作をしています。申請内容は残土を利用した農地改良を行います。農地改良が終了後も2名が耕作すると聞いています。皆様ご審議のほどよろしくお願いします。
議　長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
13番	今回の場合、賃借権は誰と誰に発生しているものですか。賃借権なのに譲受人、譲渡人となるのですか。

事務局	土地所有者と施工者との間での賃借権です。たしかに表現とすれば貸主、借主というような表現の方が正しいかもしれません。
13番	先ほどの説明の中で、2名が耕作をしているような説明がありましたが、議案書には1名だけです。どちらが正しいですか。
事務局	現在の耕作者は1名です。改良後は2名になるかもしれないとのことでした。
13番	この度は農地の造成が伴うためこの申請になるということですか。
事務局	その通りです。
10番	法務局とかに設定をすることになりますか。
事務局	法務局とかは関係ありません。5条、4条の許可は県知事許可になります。農業委員会で可となればその意見書を知事に進達することになります。
10番	設定解除の報告はありますか。
事務局	最終的には完了報告を出してもらうことになります。
10番	それは委員会にかかりますか。
事務局	それはかかりません。
10番	最終的にはいつまでになりますか。
事務局	許可が降りた日から3年間となっています。ただ、今の隣に運び込まれている残土の量などを見ると早く終わるかもしれないです。
議　長	他に質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議　長	異議なしと認めます。それでは、議案第13号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議　長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員　　㊞

　　㊞